

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に掲げる基本理念のもとに、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮することができる佐賀市の実現をめざします。

また、本計画は「佐賀市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画」と一体的に策定することから、DV防止に関する理念についても、ここに掲げます。

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

（2）生涯にわたる心身の健康

男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、それぞれの人生のあり方を自ら決定できるよう配慮されること。

（3）家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の看護及び介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、それらの活動以外の活動を行うことができるようにすること。

（4）社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

（5）政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が平等に確保されること。

（6）国際的協調

男女共同参画の推進に関する取り組みが、国際的協調の下に行われること。

（7）ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶

犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVの根絶、被害者の支援に向けた取り組みが行われること。

2 計画の特徴

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する基本的な考え方については、第一次、第二次、第三次の「佐賀市男女共同参画計画」を継承しています。
- (2) 「第三次佐賀市男女共同参画計画」における取り組みの評価と検証を行い、課題を整理するとともに、関係法令、市の関係計画等との整合性を図り、より実効性のある計画内容としました。
- (3) この計画で「基本方向Ⅳ」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) この計画で「基本方向Ⅴ」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」と位置付けます。
- (5) 成果目標を基本方向ごとに設け、市民意識調査等にて測ることとしています。また、施策の達成状況を明確にするため、基本方向の達成に向けて担当課が実施する施策の事業に数値目標を設定しています。

3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定し、その理念を踏まえ、国・県などの計画と整合性を図りながら推進するものです。
- (2) この計画は、「第2次佐賀市総合計画（後期基本計画）」の個別計画として策定するとともに、他の個別計画との整合性を図り策定しています。
- (3) この計画は、「佐賀市男女共同参画を推進する条例」第11条に基づき策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。
- (4) この計画は、佐賀市における男女共同参画社会の実現のために、市とともに、市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者が一体となって取り組むために策定されたものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5カ年とします。

5 重点的に推進すべき取り組み

重点的に推進すべき取り組みを通して、男女共同参画を推進し、ダイバーシティ（多様性）が実現された社会、すなわち、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、性別等に関わりなく、多様な個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざしていきます。

1. 防災・政治分野における女性活躍の推進

基本方向Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

■重点目標2 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

(1) 防災分野における女性参画の推進

東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を経て、防災分野における男女共同参画の必要性は強く認識されるようになりました。防災会議における女性委員の登用など、少しずつ女性参画は進んできましたが、まだ十分とは言えない状況です。今後は、避難所運営や地域活動、防犯活動等への女性の参画及び女性の視点を反映していく必要があります。

(2) 政治分野における女性参画の推進

2018年（平成30年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されましたが、政治分野における女性参画においては低い水準にとどまっています。多様な意見を政策に反映させられるよう、女性の政治参画についてさらに啓発を進めていかなければなりません。

2. 家庭における男女共同参画の推進

基本方向Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

■重点目標2 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

女性が出産を経てもなお、やりがいを感じながら働き続けるためには、男性の理解や協力が不可欠です。ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を推進する上でも、男性の家事や育児、介護への積極的な参加を促していく必要があります。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり

■重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスに関する企業や個人の理解は進みましたが、実態は仕事中心となっています。多様な生き方を選択することができる社会の実現をめざして、長時間労働の解消など、企業における働き方改革の推進を支援します。